

第12回理事会議事録

- 1 日時 平成28年4月23日(土) 午後2時～4時
- 2 場所 台東区上野公園10-14 東京都立上野高校 校長室
- 3 出席者 理事現在数 12名 定足数 6名
出席 11名
欠席 1名
同席者 監事 1名

4 議題

[報告事項]

1. 内閣府による立入検査報告
2. 上ノ原山荘大規模修繕について
3. 上ノ原山荘竣工50周年記念の件
4. 理事長及び常務理事の職務執行状況報告
(2016年1月1日～3月31日)

[審議事項]

- 第1号議案 平成27年度事業報告・事業報告附属明細書
- 第2号議案 平成27年度貸借対照表
- 第3号議案 平成27年度損益計算書(正味財産増減計算書)
- 第4号議案 財産目録
- 第5号議案 平成27年度監査報告
- 第6号議案 基本財産取崩しの件
- 第7号議案 定款変更の件
- 第8号議案 評議員会開催の件
- 第9号議案 評議員候補推薦の件
- 第10号議案 平成28年度評議員選定委員選任の件
- 第11号議案 平成28年度理事・監事推薦の件

[その他]

- ・文学歴史散歩コースのご案内
- ・上野原山荘50周年竣工記念行事について(案)のご案内

5 議事の経過及び結果

- (1) 議長及び議事録署名 議長は理事会を招集する理事長が務め、出席者の報告を受け、理事会の成立を確認した後、本理事会の議事録署名は公益財団法人上高会定款第31条に基づき出席した理事及び監事が記名押印する。

報告事項 2. 上ノ原山荘大規模修繕についての経過報告

平成28年3月18日(金)山荘にて、理事長、高橋理事と竹花工業株式会社と打合せを行った。

屋根の修繕については、新規に角度のある屋根にする。

その他、洗面所、風呂場、厨房等の改修が必要である事が判明した。

屋根のみ改修するか、全面的に改修するか判断する。

報告事項 2 について意見を求めた。

- 理事 : 営利目的ではなくても保健所の許可は前提条件としているのか。
- 理事長 : 保健所の指導は設備等の衛生上の観点から指導を受ける。宿泊業の許可ではない。従業員は保健所の講習を受ける必要がある。衛生的かどうかの判断であり、現状の厨房設備でも認可される可能性はある。
- 理事 : 建物が古いので大きく改修すると市役所や県土木事務所に建築確認申請を出さなければならないのではないのか。
- 理事長 : 屋根のふき替えなので、面積が増えるわけでもないし、用途が変更されるわけでもない。また消防については宿泊所で認可され消防法の指導に従っている。
- 理事 : 屋根の改修について、既存の屋根の上に大きい屋根をかぶせるしかない。傾斜が緩いと松葉がたまり雪が落ちない。これに1200万円~1500万円かかる。
- また水回りの改修であるが、風呂、トイレ、洗面所を全部作り直したら、2000万円かかる。
- さらに厨房および機器の全面改修をすれば1000万円かかる。このほかに毎年運営費用だけで300万円の赤字である。
- それだけのお金をかけて回収する必要があるか、学校側の意見を聞き、利用の可能性を探るなど、今後のことを考える必要がある。周辺の敷地を買わないかというオファーもあり、選択肢としてやめることも考える必要があるのではないのか。
- 理事長 : 長期的な計画を立てて段階的に改修をする。取り合えず喫緊の改修が必要な屋根だけやる。
- 理事 : 4000~5000万円のお金をかけて、生徒にもっと泊まってもらうことができるのか。改修をしたが宿泊は増えないのでは意味がない。折り合いをどうつけるかだが。
- まわりの土地を買ってコテージのキャンプ場にするのはどうか。
- 理事長 : 公益財団法人なので、用途変更の許認可はむずかしく、新たな事業はできない。
- 理事 : 雨漏りだけ修理して、他は何もせず使えないか。
- 理事長 : ボイラーも古く、湯量が少なく風呂と厨房へお湯が行き届かない。今まで通りちょこちょこ修理すると、設備は古いままだし、利用はだんだん少なくなる。

報告事項 2 について他にも意見を求めた。特に意見はなかった。

報告 3. 上ノ原山荘竣工50周年記念の件

理事長より資料に基づき説明がされた。

報告事項3について意見を求めた。

理事：前回40周年はなにをやったか。

理事長：前回40周年は26名が参加、講演会や植樹を行った。今回もこういったイベントを考えている。

理事：今年はPTAOB会の山荘研修が予定されているが。

理事：山荘をどうすべきか視察という形にして、将来を考える記念行事としたい。

理事長：行事が終わったら修理の工事に入る予定。

報告事項3について他にも意見を求めたが、特に意見はなかった。

報告4. 理事長及び常務理事の職務執行状況報告（2016.01～3）

理事長より資料に基づき説明した。

報告事項4について意見等を求めたが、特に意見はなかった。

(2) 審議事項

第1号議案 平成27年度 事業報告及び事業報告附属明細書

理事長より資料に基づき説明した。

なお事業報告附属明細書は内閣府の指導により作成、添付した。

事業計画に基づき、青少年育成事業として、クラブ活動の合宿助成、勉強合宿への助成を行い、成果を上げた。また生涯学習事業として、文学・歴史コース散歩会を実施し74名の参加者を得たほか、PTA山荘研修への助成を行い、成果をあげた。

第1号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第2号議案 平成27年度 貸借対照表

理事長より資料に基づき説明した。

資産の部

流動資産 3,101,014円

固定資産合計 113,050,018円

資産合計 116,151,018円

負債の部

流動負債、固定負債 0円

負債合計 0円

正味財産合計	
前年度正味財産期末残高	118,732,924円
本年度正味財産期末残高	116,151,108円
正味財産の減額	△2,581,906円

第2号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第3号議案 平成27年度 損益計算書（正味財産増減計算書） 及び正味財産増減計算書内訳書

理事長より資料に基づき説明した。

主な経常収益	
寄付金収入	1,319,000円
事業収入	1,043,000円
基本財産取り崩し	3,000,000円

主な経常費用	
事業費	1,027,914円
管理費	705,123円
山荘維持管理費	3,337,726円
年間260万円程度の赤字となる。	

第3号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第4号議案 財産目録

理事長より資料に基づき説明した。

流動資産	
現金	20,120円
普通貯金（6冊通帳）	3,080,894円
流動資産合計	3,101,014円
固定資産	
基本財産	97,690,000円
特定資産	12,609,704円
その他資産	2,750,300円

本年度期首正味財産	118,732,924円
本年度期末正味財産	116,151,108円

本年度期末差引増減 △2,581,906円 本年度最終赤字

第4号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第5号議案 平成27年度 監査報告

宮寺監事より資料に基づき監査報告があった。

第5号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第6号議案 基本財産取崩しの件

評議員会に下記の提案をする。

本件は、定款第18条2項により、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行う。

ここ7年間、寄付金納入率の低下及び財産運用利子の低減により収入が大幅に減少している。新入生保護者に「ご寄付のお願い」の回数を増やし、また同窓会(東叡会)やPTA・OB会にも「ご寄付のお願い」を広げてきた。一方、管理費や事業費の節減に努めてきたが、残念ながら、単年度収支が7年間連続して赤字となっている。年度末の一般正味財産(流動資産)が少なくなり、次年度以降の運営に支障をきたす事が懸念される。また、上ノ原山荘改修資金の不足が見込まれる。

については、基本財産の定期預金97,000千円のうち3,000千円を取崩し、流動資産の普通預金に繰入をする。また10,000千円を取崩し、特定資産の上ノ原山荘大規模改修資金へ繰り入れる。

これに伴い、定款 附則 別表 基本財産(第5条関係)の定期預金97百万円を定期預金84百万円に書き換える。

理事長が説明をした。今年度の預金取り崩しは300万円とする。活動資金とする。また修繕費が足らなくなると困るので、新たに1000万円を取り崩し、特定資産に繰り入れ、山荘改修費に繰り入れる。評議員会にて決議する。

6号議案について意見を求めた。

小山理事：都立高校では各学校が持っている施設を解散し、サテライト事業に援助する方向にある。収入を寄付金に頼っているため、利用が増えるとさらに赤字になる。またこのような施設では現代の生徒は満足しない。山荘自体現在のニーズに合っていない。赤字を出してまでやる事業かどうか。

理事長：今回改修予定の屋根には積み立てている予算があるので、事業はできる。10月に着工して2カ月くらいで完工、年内にはできる。

理事：屋根に特化した詳細な見積もりをとると、1260万円ですまないのでは、もっとかかるのではないか。応急処置的なものでもっと安くできないか。

理事：山荘については意見が多々ある。高額な費用をかけた改修には疑問もある。すぐに結論は出さず、雨漏りを直すなど最小限のお金をかけて改修したらどうか。そのうえで、学校、東叡会、上高会等の団体から構成される検討委員会を立ちあげ意見をまとめる。東叡会などの大先輩ははずして、現役の人々の意見をきいて生徒にメリットがあるかどうかを重点に検討する。

委員会の人選は、各団体、東叡会は高柳理事、PTA・OB会は小山理事、現PTA会長、学校長の4人の方に各団体1~2名の人選をお願いする。上高会の周年式典までに人選をすませ、組織を立ち上げ、式典に出てもらい検討

をしてもらう。

理事：今回の屋根の改修は雨漏り防止の応急的改修とする。ボイラーなど早急に修理のいるものも必要最小限とする。そして検討委員会の決定を待つことにしたらどうか。

理事長：検討委員会を設置する方向で調整する。

各関係団体に検討委員を選出したいただく要請文を作成し、各関係団体の長へ送付しますので、よろしく願いいたします。

6号議案について他に意見を求めたが、この件については特に意見はなく了承された。

第7号議案 定款変更の件

1. 第5章第19条 評議員会の議事録について

公益財団法人上高会定款第5章第18条に基づき出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

改正案：理事長及び出席した評議員1名を選任に、議事録に記名押印する。

この改正案について、宮寺監事、江本理事より以下の文に直したほうが良いとの意見があった。

再改正案：出席した理事長及び出席した評議員より1名を選任し、両名は議事録に記名押印する。

細かい文言は理事長に一任する。

2. 第7章第31条 理事会の議事録について

公益財団法人上高会定款第7章第31条に基づき出席した理事及び監事が記名押印する。

改正案：出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

この改正案について、宮寺監事、江本理事より以下の分に直したほうが良いとの意見があった。

再改正案：出席した理事長及び出席した監事より1名を選任し、両名は議事録に記名押印する。

3. 第6章第20条 役員

2 理事の内1名を理事長、3名を常務理事とする。

改正案：理事の内1名を理事長、2名を常務理事とする。

7号議案について他に意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第8号議案 平成27年度評議員会開催の件

平成27年度の評議員会(第5回評議員会)を平成28年5月28日(土)に開催を提案する。

(審議内容：平成27年度の事業報告、収支決算、理事・監事選任、基本財産取崩し、定款変更)

8号議案について意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

第9号議案 評議員候補推薦の件

下記12名の評議員候補を評議員選定委員会に推薦する。

渡邊 圭子 P T A (69期)
石川 信子 P T A (69期)
榎本 みどり P T A (70期)
山崎 薫 P T A (70期)
滝田 敬子 P T A (70期)
大塚真紀子 P T A (71期)
齋藤 紀子 P T A-O B 会 (64期)
田中千鶴子 P T A-O B 会 (65期)
奥村 尚子 P T A-O B 会 (66期)
各務 通子 東叡会 (21期)
宇田川靖子 東叡会 (40期)
黒崎 正喜 主幹教諭

第10号議案 平成28年度評議員選定委員選任の件

平成28年度評議員選定委員に下記の5名を選任する。

(任期は平成28年5月末日から平成29年5月末日の1年間)

内形 みゆき 外部委員 3学年(69期)
古田島由佳子 外部委員 2学年(70期)
齋藤紀子 評議員 P T A O B 会 (64期)
岡田一浩 監事 教員
小峰博子 事務局 職員

第11号議案 理事・監事候補推薦の件

下記11名の理事、2名の監事を推薦し、評議員会に提案する。

[理事] 春谷 幸吉 (P T A-O B 会 : 元 P T A 会長 58期)
松原 敏子 (P T A-O B 会 : 幹事 60期)
高橋 寛 (P T A-O B 会 : 元 P T A 会長 67期)
加藤 直樹 (P T A-O B 会 : 前 P T A 会長 68期)
今村 政弘 (P T A : P T A 会長予定 69期)
安田 早苗 (P T A : P T A 副会長予定 69期)
高柳 良夫 (東叡会副会長:7期)
小林 輝夫 (東叡会:27期)
江本 敏男 (学校長)
池田 茂樹 (副校長)
相馬 義則 (経営企画室長)

[監事] 宮寺 利幸 (東叡会:31期)
岡田 一浩 (教員)

第9, 10, 11 議案について理事長が各団体からの資料に基づき説明した。

第9, 10, 11 議案について一括して意見を求めたが、特に意見はなく承認された。

[その他]

5. 文学歴史散歩コースのご案内

- ① 10月15日(土) 横浜界限Ⅱみなとみらいコース
- ② 11月12日(土) 四ツ谷・赤坂見附・青山コース
- ③ 12月 3日(土) 三鷹・井の頭公園・吉祥寺コース

6. 連絡事項

- ・次回の理事会(新理事)は、2016年5月28日(土)に開催する。